

富山県歯と口腔^{くわう}の健康づくり推進条例の一部改正（案）の概要

1. 改正趣旨

富山県歯と口腔^{くわう}の健康づくり推進条例（平成 25 年 9 月 30 日富山県条例第 46 号）の施行から 10 年が経過し、県民の歯と口腔^{くわう}の健康へのニーズの変化や全身の健康と口腔^{くわう}の健康の関連に関する科学的根拠の集積、さらには、国の「歯科口腔^{くわう}保健の推進に関する基本的事項」の全部改正（令和 5 年 10 月）や本県の「県民歯と口の健康プラン（第 2 次）」の改定（令和 6 年 3 月）を踏まえ、条例の一部を改正するもの。

2. 主な改正の内容

- (1) 「歯と口腔^{くわう}の健康」が全身の健康の保持増進と密接な関連があることを前文に追加する。
- (2) 条例第 1 条の目的を「歯と口腔^{くわう}の健康づくりを総合的かつ計画的に推進することにより、もって県民の健康の保持増進と健康寿命の延伸に寄与することを目的とする」と明確化する。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律が平成 29 年に改正され、歯科医師が児童虐待を発見しやすい立場にあり、児童虐待の早期発見に努めることが明文化されたことを受け、条例第 6 条の歯科医師等の役割に、「歯科健診その他の機会を通じて、虐待その他の歯と口腔^{くわう}の健康づくりを阻害する恐れのある要因の早期発見に努める」ことを追加する。
- (4) 歯科口腔^{くわう}保健に対する考え方の変化を踏まえ、現行の条例第 10 条の基本的施策に、「8020 運動やオーラルフレイル対策」及び「スポーツ等における歯・口腔^{くわう}・顎等の安全対策」に関することを追加する。
- (5) 県民の「歯と口腔^{くわう}の健康」への関心を高めるため、「歯と口腔^{くわう}の健康づくり週間」を設ける。
- (6) 施策の実行性を高めるため、毎年、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の実施状況を公表することとする。